

ウエルひろしま

ウエルひろしまの巻頭にあたり ～第28回中国・四国地区 社会福祉法人経営者セミナー（総括講評）について～

広島県社会福祉法人経営者協議会会長

本永史郎

今年度の中国・四国地区社会福祉法人経営者セミナーは、「社会福祉の担い手として相応しい社会福祉法人の在り方を考える」をメインテーマに据え、平成29年7月20・21日の二日間に亘ってホテルメルパルク広島で開催されました。社会福祉法人改革を主な内容とする社会福祉法の完全施行を受けて行われた本セミナーには、中四国各県から予

定数を超える約430人の参加者があり、会員の関心の高さが窺われます。

おられる方も多く見受けられました。

開会セレモニーでは、昨年のセミナーで締結した、中国・四国ブロック協議会の災害時の相互支援協定に加えて本年度は、中国・四国ブロック協議会中国・四国ブロック社会福祉法人経営青年会による協定に調印し、より強固な支援体制が整備されました。

特別講演①では、湯崎広島県知事が広島県の目指す「仕事も暮らしも。欲張りなライフスタイルの実現」に向けての県の取り組み等について、続く特別講演②では、近畿日本ツーリスト中国四国代表取締役 船場 誠吾氏から「サービスの質の向上・人材育成の取り組み」と、参加者にとって関心の高いテ



続く全国社会福祉法人経営者協議会 磯会長による基調講演では、法改正で求められる社会福祉法人改革の内容と意味に改めて触れたうえで、社会福祉法人のブランディングに向けた全国経営協の活動について、詳しくご説明いただき、参加者にとって、私たち社会福祉法人の目指すべき方向

性について改めて認識を深めることができたものと思われまます。

また、2日目の分科会は、従来の種別ごとの設定から、社会福祉法人として取り組むべき4つのテーマによるテーマ別の分科会を設定し、中四国各県から数多くの実践発表をいただきました。

今回のセミナーを終えて、各県からご参加いただいた皆様にとって意義ある二日間であったと感じていただける充実した内容であったこととともに、開催県として大きな事故なくセミナーを終えることができましたことに、ご協力をいただきました関係者の皆様、会員法人の皆様に変更して感謝いたします。



特別講演①では、湯崎広島県知事が広島県の目指す「仕事も暮らしも。欲張りなライフスタイルの実現」に向けての県の取り組み等について、続く特別講演②では、近畿日本ツーリスト中国四国代表取締役 船場 誠吾氏から「サービスの質の向上・人材育成の取り組み」と、参加者にとって関心の高いテ

詳しくご説明いただき、参加者にとって、私たち社会福祉法人の目指すべき方向



第28回中国・四国地区社会福祉法人経営者セミナー

【第1分科会】

(座長)

広島県社会福祉法人経営者協議会

副会長 藤賀 卓

1. 第1分科会…経営改善実践

第1分科会は、「経営改善」実践からのヒント」をテーマに事例発表・意見交換が行われた。

まず、座長から、テーマに対する考え方の方向づけが提示され、

『今回の法改正により私達社会福祉法人は、従来にも増して、厳しい運営が求められることとなった。しかしながら、私達を取り巻く環境がいかに厳しくなるうとも、安定した運営を確保することにより、私達に課されている責任を果たし、社会への貢献を続けていかなければならない。』

このためには、これ迄にも増して「経営」についての重みは増し、より自主性・自律性を持った経営が求められることとなる。

私達は、何をどのように取り組めばよいのか。

本日は、発表者の皆様から、日常の実践を紹介していただく。この中でご参加の皆様方の考え方の整理と取り組みへのヒントを探し出していただきたい。

最後に谷村助言者からは、発表事例のポイントの解説をいただき、最後に私達の抱える諸課題への取り組みについての小講話のようなものをいただく

たらと考えている。』

ということからスタートした。

2. 事例発表の内容

各事例は各法人における「経営・運営計画」を中心としたものとなった。

それぞれの法人の①計画着手の経緯、②着手年度による熟度差、③計画項目、④策定手続き等について差があったが、それぞれに工夫されかつ、内容も多彩であつて、詳細な資料の紹介もいただき、参加者の皆さんに身近で興味深いものとなった。

(1) 第1発表者

愛媛県…(社福)三恵会

法人本部統括長 宇野光智氏

平成26年が創立40周年を迎えることもあり、これを契機に「経営戦略計画」を策定することとされ、「サービス」、「財務コスト」、「組織・職員」の3つの視点から、合計「19の視点」からの取り組みを切り出し、3年度間において、各取り組み毎に概ね1年間程度で取り組みを進めることとし、そして、現在それぞれの取り組みと並行しその評価をしているところである、というものであった。それぞれの取り組みについて、具体的な数値を含めて、細部にわたる説明をいただいた。

谷村助言者からも「きっちりできあがった計画」であるとの評価をいただいたところである。

(2) 第2発表者

島根県…(社福)みずうみ

法人本部人材環境室長 武田英俊氏

経営計画としては、平成12年度の社会福祉法人構造改革の動きに呼応し、平成13〜平成15年度に取り組まれ、「経営理念、事業計画」、「組織体制変更」、「人事考課制度導入」、「賃金制度変更」、「リスクマネージメント導入」等の取り組みが実施されて来た。

しかしながら、取り組みを進める中で、ややもすると職員のマイナスマ面に目が行きやすく、職員の頑張りを認めたり、褒めたりすることが少なくなり、職員のモチベーションに影響しているのではとの反省が生じ、様々な方法で職員を認め、褒める機会を増やすための方法を導入された。そして、当日は「ありがとうプロジェクトの組織」、「ありがとうカードの創設」、「きらりと光る職員紹介」、「教えあい(愛)報告」等について、カードの現物等を披露いただきながら、それぞれの紹介をいただいた。

経営計画策定の先行法人としての悩みの中から工夫であり、興味ある報告として各参加者から受けとられていた。

谷村助言者からは、大変参考になる取り組みであり、このうち何点かは、自法人でパクッて採用してみたいとのコメントもあった。

(3) 第3発表者

広島県…(社福)ゼノ少年牧場

理事長 寶子丸周吾氏

経営計画としては、平成27年〜平成28年度に取り組まれ、「組織体制の見直し(人材戦略を担う部署、企画広報立案部署、財政計画部署の設置)」、「中長期資金計画の策定」、「人材確保・育成」、「公益事業」についての取り組み強化がされて来た。

特に、取り組みの洗い出しの課程に注力されており、まず、自法人を取り巻く外部環境分析と自法人の内部環境分析を徹底的に進めたうえで絞り込みがされていた。又、分析に当たったデータの収集は非常に多岐で詳細に紹介されて参加者にとって計画の絞り方の手法として、非常に参考となるものであった。

谷村助言者の総括のお話の中でも、何度も引用されていた。

(4) 助言者の総括及び小講話

全国経営協経営強化委員長

(社福)みかり会 理事長 谷村誠氏

それぞれの事例についてのポイント解説をいただきながら、私達社会福祉法人に求められている「経営」についての小講話をいただいた。

「経営」とはいろいろな表現があるが、「組織を継続して成長させること」と考えよう。また、社会福祉法人には、非常利性という特殊性があり、事業で得た利



益は社会福祉事業に充てるか、地域の生活課題等に還元するとされている。これから考えると社会福祉法人の経営とは、地域において永続的に利用してもらえ、ための仕組みづくりと考えるべきであり、法人全体の営みそのものが、非常に大切となる。そして、具体的には、これらの営みがバランスよく計画され、管理されていくことが必須であると説明された。そして、このための「ガバナンスの確立」↓

「中長期計画の策定公開」↓「経営計画（作成のプロセス）」↓「外部環境分析・内部環境分析」↓「経営計画の作成例」の順に、資料により細かく解説いただいた。

更には、アクションプラン2020（今回は委員長のリクエストに応じ参加者全員に配布した。）により、社会福祉法人の経営において、必須と考えるべき実践のポイント（P18）が説明され、特にP15以下の6ポイントには特に留意しそれぞれの法人における計画、評価、改善、実践につなげる「物差し」として、今すぐにも活用いただきたいとの説明が有った。

最後には、経営計画からは離れて、日常の係わりの中で、特に大事なポイントとして“人材確保についての視点”からの説明も加えていただいた。

3. まとめ

今後における、より効率的かつ自律的な経営を目指すためには、計画性を持った経営が必須であり、各法人に応じた身の丈に合った取り組みを進めなければならない。まずは、私達が今この時点に立っているという自覚・気付きが必要ではないでしょうか。そして、すべてを網羅した立派な経営計画でなくても、アクションプラン2020のポイントに沿い、それぞれについて分析し、物差しとして活用しながら、まずはいくらかの取り組みを始

めることとしてはどうでしょうか。

分科会当日に、簡単なアンケートをお願いしましたが、経営計画策定についてお答えいただいた法人については、約半数の法人において、現在策定準備中であるとのことであり、今後策定が進むものとも伺えました。

【第2分科会】

（座長）

広島県社会福祉法人経営者協議会

副会長 久保 徹

1. 第2分科会…人材確保・養成

「安定した経営を支える人財の確保と育成」をテーマとして、次の3名から事例発表が行われた。

2. 事例発表の内容

(1) 第1発表者

高知県…（社福）土佐香美福祉会
特別養護老人ホーム 洋寿荘 副施設長

「安定した経営を支える人財の確保と育成」ノーマットケアがもたらす効果」

同法人は、高知県内の中央部と東部において高齢者・障害者の16事業を展開しているが、県東部の施設において人材確保が難しくなってきた。

その対策として、平成27年度よりノーマット（持ち上げない・抱え上げない）ケアを推進してきており、人材確保に対するウリの一つになっているとともに腰痛による離職者ゼロに繋がっている。そしてこのノーマットケアをリーダー職員の育成を図るために活用している。また、外部研修等のサポート役を務めることにより技術を高め継続性を持った研修プログラムとして確立した。



人材定着の一環として管理職による個別相談を行い、仕事に対する評価を手紙にして渡すなど職員とのコミュニケーションに務めている。

(2) 第2発表者 山口県…（社福）博愛会

企画運営本部長 辻野高廣氏
「教育が人を育て組織を変える」安定した経営を支える人財の育成と確保」

同法人は、高齢者・障害者33事業を展開しており、職員総数は720名を数える。この数年団塊世代の定年退職、新規職員採用難、高校卒職員の増加、採用3年以内の離職者の増加などにより、円滑な人間関係と良好な職場風土がなかったため、入職希望者がなくサービスの質の低下を

招いていると分析、成功体験や達成感を味わえる事業所づくりに取り組んでいる。良質なサービスの提供と健全な経営確立のために、平成26年法人内に研修委員会を設置、平成28年には企画運営本部長を配置、過去11年間の決算資料のデータ化、入職者・退職者の傾向調査、具体的な中長期計画の策定、施設内事例研究発表会の実施、法人が求める職員像の明確化、新規採用職員のフォローアップ研修実施、1～3年目職員研修の毎月実施、介護職員・生活相談員の資格手当拡充、ホームページの充実を行ってきた。

その結果、過去のデータ分析により問題点の抽出および課題分析を行うことができ、明確な目標を導き出すことができた。また、部署間の連携が円滑になるとともに人材確保対策に効果が出始めている。しかしながら、まだまだ人材不足は否めず、人材育成を行うための中核的職員が少ないことが浮き彫りとなった。

(3) 第3発表者

広島県…（社福）広島常光福祉会
介護老人福祉施設 サンヒルズ広島

施設長 柿木田健氏
「福祉人材における働き方改革のススメ」週休三日制導入プロジェクト始動」

同法人は高齢者・保育事業を展開、職員総数は約500名である。週休三日制導入を検討した背景・目的として、労働力減少、若者における労働時間・休日数への意識変化、若者のニーズに寄り添う求人活動、安定した人材確保がある。

具体的な取り組みとして、プロジェクトメンバーの選定、公平性を担保しつつ任意による小規模での試行実施、大規模事業所介護職を対象とした試行実施アンケート調査、ユニットにおける小グループ試行実施、アンケートを重ねながらの試行実

時等緊急受入協定を締結し、地域住民と一緒に被災時の避難・受入等について協議・訓練をしている。

(5)第5発表者

岡山県…(社福) ことぶき会
特別養護老人ホーム宇甘川荘

主任生活相談員 濱辰徳氏

「地域に求められるもの」特別養護老人ホーム宇甘川荘での取り組み

▼施設が所在する地域は公共交通機関の便が非常に悪く、自動車を手放した独居高齢者・高齢者夫婦などの交通弱者が増加している。

▼岡山市が行っている配食サービスだが、採算が合わないとの理由から引き受け事業者がいなかったため、平成23年から平日の昼食の配食サービスを開始した。現在は独居・高齢者夫婦世帯の対象者以外となる家族同居の人で、家族が昼食の準備をできない人や、療養食も、法人独自の取組として実施している。

▼介護タクシーが交通弱者の足となっていたが廃止になったため、人工透析、手帳所持者を対象として福祉有償運送事業を開始した。タクシーの半額程度の負担で済むことから希望も多く、利用希望に添った運行が可能となるよう専属の職員配置を検討している。

(6)第6発表者

山口県…(社福) 防府海北園
母子生活支援施設沙羅の木

施設長 岩城克枝氏

「居場所としての母子生活支援施設」地域で暮らす子どもたちの幸せを願って

▼児童養護施設を経営している法人で、子供の支援と共に母親への支援を行うため、母子生活支援施設を開設した。退所後のアフターケアを充実させると

ともに、地域のひとり親家庭の拠り所となる場所づくりが必要と思っている

▼退所児童の学童保育終了後の預かりや子育ての相談、生活相談、母の金銭管理のサポートを行ったり、退所後不登校になった子の家庭を訪問したり、学校や関連機関と連携をとって子供の状況、特性などを話し合ったり関わったりしている。

▼地域の公民館でボランティアと共に学習支援、食事支援を行っている。

(7)第7発表者

島根県…(社福) 梅寿会
デイサービスセンター万葉苑

施設長 中田定則氏

「中山間地の通院・買い物等の外出支援」地域とともに

▼地域の課題について市内20ヶ所の公民館から聞き取りを行い、また職員にアンケートを実施した。その結果、中山間地域の運転免許を持たない人や運転が難しくなった人の移動手段の確保が重要な課題であることが判明した。

▼自法人は海沿いの街中に位置しており移動手段はあることから、外出支援を必要としている地域にある社会福祉法人と連携して事業を行っている。実施に際しては、該当地域の自治組織、公民館、ボランティアの協力を得て、受診や買い物等外出困難な高齢者等を対象とし、自宅から地元の診療所、商店、郵便局への移動を、法人所有のワゴン車を使用し、双方の法人職員が運転を担当している。

▼実施日時は、診療所の診療日に合わせ毎週木曜日の午後0時30分から4時としている。

(8)第8発表者

鳥取県…(社福) 鳥取こども学園

理事長 藤野興一氏

「地域子ども家庭福祉支援の拠点構築」本気で児童虐待を防止し負の世代間連鎖を断ち切る

▼国からの事業受託による24時間365日稼働の児童家庭支援センターの運営を行っており、その中で虐待防止の様々な事業を展開している。しかし、必要な事業をやればやるほど赤字になり、児童養護施設の本体事業からの繰り入れをおこなっているが、措置費であるため流用だとして厳しくチェックを受けてきた。しかしこの度、措置費の運用が本体事業と一体的に行われる公益事業まで拡大されたことにより地域における公益的な取り組みとして処理している。

▼乳児院と児童養護施設に独自に職員を配置し、独自の建物空間を確保した一時保護所(ショートステイ、トワイライトステイを含む)を運営し、通告・親子分離となる前の一時保護は、親と一緒にこれからのことを考えることができる場となり、また、疲れたらいつでも預けられる場所・相談できる場所となっている。

(9)第9発表者

広島県…(社福) 福山市社会福祉協議会

福祉サービス課長 堀田琢哉氏

「福山市地域福祉貢献活動協議会準備委員会」福山市内のすべて社会福祉法人によりかけて

▼社会福祉法人の地域における公益的な取組に係る責務が明文化されたことを受け、福山市内の地域福祉を進めている団体として、福山市社会福祉協議会が他の法人に呼びかけ、地域にある公益的な制度がない福祉ニーズに 대응する活動の実施に向けて、社協内にプロジェクトチームを作り平成28年1月〜平成

28年11月の間に7回の協議を行った。

▼高齢・障がい・保育・児童関係の各団体代表者・広島県経営協議事にアドバイザーとして行政が加わり、社会貢献の在り方について、平成28年11月〜平成29年6月の間に6回、検討を重ね、

広島県経営協会のアンケート結果を参照し、他の法人の動向を確認すると共に、社協が抱えている生活困窮者に対する課題、地域における個別支援を必要とする課題などについて情報の共有化を図った。

▼社会貢献についての検討会を重ねた結果、福山市地域福祉貢献活動協議会を設置し、趣旨に賛同する法人で組織することになり、平成29年6月19日、市内101法人のうち41法人の参加をもって設立総会を開催した。

▼具体的な実施事業については、これから会員法人で協議し決定していくこととしており、本年末には最初の事業実施を目指している。

【第4分科会】

(座長)

広島県社会福祉法人経営者協議会

理事 松尾 竜

1. 第4分科会…地域に密着した地域包括ケア推進上の課題と取り組み

第4分科会は、「地域に密着した地域包括ケア推進上の課題と取り組み」―地域を核にした社会福祉法人の役割―をテーマに3法人より事例発表いただいた。その後、助言者の(社福)東城有栖会の高原理事長による事例発表の講評及び自法人での取り組みの紹介という流れで行った。

まず、座長より、地域包括ケアの深化

(深まり)と、地域共生社会の実現へ転換していく経緯等について簡単に説明を行った。

「我が国の人口減少の速度は、どの国よりも早く、一人の高齢者を現役世代で支える社会構造が「胴上げ型」から「肩車型」へと変わってきている。「肩車型」の社会構造対策としては、出生率の向上が求められるが、子どもを産み育てやすい環境づくりとともに、地域社会で支え合う共助の仕組みが必要となってきた。

そうした中、地域包括ケアシステムという概念が生まれ、当初は高齢者に対象を限定していたものが、「全世代・全対象型地域包括支援」に拡大され、高齢者障がい者、子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいと共に創り、高め合う、地域社会の実現。そして対象者ごとの福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換することが求められるようになってきた。

すでに従来の施設中心のサービス提供だけでは限界にきている。今後は施設が中心となって「共助」という考え方で地域を支えていくことが肝要であり、社会福祉法人の存在意義を示すよい機会である。「という方向づけが提示され、各法人の事例発表へと移った。

2. 事例発表表の内容

(1) 第1発表者

徳島県…(社福) 池田博愛会

法人事務局長 竹田公二氏

池田博愛会は、徳島県三好市を拠点に、障害者支援施設、高齢者ケア施設を複数施設経営しており、法人本部の建物は地域交流センター機能を有しており、地域生活支援として総合相談事業、就労支援

として弁当の製造販売、学校給食委託、パン販売、喫茶の運営などを行っている。所在する三好市は、2020～25年には、高齢人口が生産年齢人口を上回るという推計があり、三好市が平成28年11月に内閣府の「地域再生計画」に認定され、池田博愛会は三好市より運営推進法人の指定を受けて「生涯活躍のまち」構想のブランドデザインを手がけることになった。シニア層も活躍できるまちづくり、大都市圏からの若者の移住促進、また、多世代交流を進めてまちを活性化させるなど、ひとつの社会福祉法人が縦割りではなく横串でまちづくりの拠点となるという計画ができたのも、これまで池田博愛会が地域の核となり、地域になく

てはならない存在であったからである。なお、「地域再生計画」は3年計画であり、1年1億円の予算で計画を実行しているが、予算の半分を国からの補助、残り半分を法人の就労支援事業の収益を充てているとのこと。国・地方自治体を巻き込んだとてもスケールの大きな取り組み事例であった。

(2) 第2発表者

鳥取県…(社福) 地域(まち)でくらす会

理事長 井上徹氏

地域(まち)でくらす会は、鳥取県米子市を拠点に、年をとつても障がいがあつても地域でくらせる支援システムの構築に尽力している法人である。

地域(まち)でくらす会では、家族全体を支援する在宅のスペシャリストを養成し、現在の縦割りでは対応できない重複障がいの方の対応や相談支援業務、高齢者や障害者が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるよう24時間ヘルパー・有償ボランティア・家族の3者が協力する「共同介護」の住居の設立など、制度の

縦割りでは対応できないサービス、あるいは制度そのものがないものを、法人独自で総合支援という形で取り組んでいた。

地域福祉を幅広く実践していくうえで、障がいの程度が軽度の方の支援に地域住民が参画可能な仕組みづくり、また、地域住民の支援力を高める取り組みを始めるためには共助・自助パワーの育成が必要という問題提起があつた。

制度を跨いでの諸課題も含め、横串で新たな制度に繋げていこうとする先駆的な取り組みをしている事例であつた。

(3) 第3発表者

広島県…(社福) 広島県リハビリテーション協会

理事長 河内昌彦氏

広島県リハビリテーション協会は、広島県東広島市・呉市を拠点に、障害者支援施設、重症心身障害児者施設、医療福祉センターを展開する法人である。

「共生」、「多様性」、「地域とのつながり」、「共に生きる」、「人との絆・つながり」などといった新たなキーワードを掲げ、地域福祉支援センター、多世代交流センター、地域活動支援センターを開設し、地域福祉支援センターでは、「地域交流サロン」で一人暮らしの居場所づくりをしたり、「よろず相談うけたまわり」で福祉・介護や生活上の諸々の相談・支援に限らず、自殺予防にまで範囲を広げて活動をしている。

地域に密着した事業の展開は、地域の在宅障害者の社会生活の場、一人暮らしの高齢者の居場所となり、また、地域のマンパワーの掘り起こしにつながるなど、共生型地域社会づくりの手本となる事例であつた。

3. 助言者総括

東城有栖会の高原理事長に助言者として講評いただいた。

3 法人の取り組みについては、ポイントを解説いただきながら、地域を核とした社会福祉法人の役割をお話しをいただいた。

また、自法人における地域包括ケアの取り組みについても説明があり、どんなにハンデがあつても住み慣れた地域で暮らせることが大切であり、そのためには社会福祉法人は常に利用者サイドに立つて物事を考える必要がある。また、新たに事業を行う場合、どうしても先に利益を考えてしまいがちであるが、地域ニーズを優先することがひいては地域にとりま



※各分科会の当日の資料は『広島県社会福祉法人経営者協議会』ホームページの会員専用ページにてご覧ください。

平成29年度 社会福祉法人の地域公益活動実態調査結果報告について

地域公益活動の実態調査については、昨年度（平成28年度）に引き続き調査を実施させていただきまし。ご承知のとおり、改正社会福祉法第24条第2項の規定である地域公益活動については、平成28年4月1日より全ての社会福祉法人において必ず実施するよう努めなければならぬ責務規定として施行されたものです。一方で同法の第55条の規定は、それぞれの法人における社会福祉充実残額を算定し、その結果社会福祉充実残額が生じる場合は、地域の福祉ニーズを踏まえて、残額を計画的に再投下しなければならないというものです。昨年度の調査においては、これらの違いが十分に周知されておらず、一部の法人で、職員体制の不足や事業実施のための財源不足が理由で、取り組みや検討が進んでいない実態が見えてきました。このことから、会員法人の取り組み状況や地域公益事業に対する意識等の再調査を実施したものです。

り組んでいる内容のものが散見されました。平成28年6月1日に示された通知にある【具体例】に照らし合わせると、通知の具体例の⑥に示されている、「自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しませんが、法人独自に付加的なサービス提供を行なっている場合は該当します。」という通知が出されているため、当該地域の自治体と相談や確認を取りながら事業を進めていくことが求められるように思います。③④あわせて、実施できていない法人は、40・1％。法人規模が50人未満の法人は、57・2％と半数以上の法人が実施できていない現状があります。法人の規模が大きくなるほど、実施できている法人の数が増加。一方で全体の26・8％の法人が実施できていても改正法24条2項の規定に該当するか不明のまま実施している現状があります。

昨年度の調査では地域公益活動が、実施されているか、あるいは予定されている法人は、会員法人の約32・6％でしたが、今回（平成29年度）の調査では、①実施している②実施しているが取り組みが24条の規定に該当するか不明であるものを合わせて、58・6％の法人が何らかの地域公益事業を実施できている結果となりました。しかしながら、②実施しているが取り組みが24条2項の規定に該当するか不明である。の項目だけを見ると26・8％の会員法人が不安を抱えながら取り組みを実施している現状がうかがえます。また、①実施していると回答している法人の中にも、市の委託事業を受託して取

会員数	195	回答率	80.5%										
2-(1) の回答	法人規模												
	1 50人未満		2 50人以上 100人未満		3 100人以上 200人未満		4 200人以上 500人未満		5 500人以上		未記入	合 計	
① 実施している	6	17.1%	12	24.0%	18	40.9%	9	47.4%	4	57.1%	1	50	31.8%
② 実施しているが・・・不明	9	25.7%	13	26.0%	12	27.3%	7	36.8%	1	5.3%		42	26.8%
③ 実施していない	12	34.3%	13	26.0%	9	20.5%	2	10.5%	1	5.3%	1	38	24.2%
④ 検討している	8	22.9%	11	22.0%	4	9.1%	1	5.3%	1	5.3%		25	15.9%
不明		0.0%	1	2.0%	1	2.3%		0.0%		0.0%		2	1.3%
合 計	35		50		44		19		7		2	157	100.0%

2-(2) 周辺地域での生活・福祉課題を踏まえて、今後、取り組みたいもの（関心のある取り組み）

回答法人数

157

【※数字は、実施している法人の数】

【生活困窮者関連】	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
ア 実施中	12	5	4	11	6	12	7	7	7
イ 不明または検討中	44	28	28	30	34	27	42	29	12
合 計	56	33	32	41	40	39	49	36	19
	35.7%	21.0%	20.4%	26.1%	25.5%	24.8%	31.2%	22.9%	12.1%

【生活困窮者支援関連 ア実施中の分野別内訳】

【※数字は、実施している法人の数】

分野別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
高齢者分野の法人	7	2	2	4	3	4	2	2	3
障害分野の法人	2	1	1	1	1	3	1	1	1
児童分野の法人						1		1	
保育分野の法人	1								1
高齢・障害					1	1	1	1	1
障害・児童			1			1			

分野別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
高齢・保育									
高齢・障害・児童		1		2		1		1	
高齢・児童・保育									
障害・児童・救護									1
障害・児童・保育							1		
高齢・障害・保育				1			1		
高齢・障害・児童・保育	1			2	1	1	1	1	
高齢・障害・児童・保育・救護	1								
婦人保護		1		1					
その他									
合 計	12	5	4	11	6	12	7	7	7

- ① 複数施設・行政・社協との連携による生活困窮者等への総合相談・援助（相談窓口・担当者配置等）
- ② 生活困窮者やホームレス状態にある方への緊急一時的な食糧提供又は運搬協力やフードバンク活動の地域拠点づくり又はその活動への参加協力
- ③ 生活困窮者やホームレス状態にある方への緊急一時的な生活用品・衣料品の提供・貸与の仕組みづくり又はその活動への参加協力
- ④ DV被害者、生活困窮者のための一時避難・滞在のための居室提供及び一時生活支援活動又はその活動への参加協力
- ⑤ ひとり暮らしや低所得高齢者等の住居確保や転居先等住まい探しに対する相談・援助活動又はその活動への参加協力
- ⑥ 生活困窮、ひきこもり、心身疾患等の方を対象とした就労準備、就労支援・定着支援活動又はその活動への協力
- ⑦ 生活困窮世帯（生保世帯含む）の子どもたちに対する学習支援・居場所作り又はその活動への協力
- ⑧ 引きこもりの人に対する生活相談・社会参加支援
- ⑨ その他

回答法人数	157							
	【※数字は、実施している法人の数】							
【地域の生活支援 関連】	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
ア 実施中	1	16	3	17	16	7	39	18
イ 不明または検討中	26	32	31	43	37	46	56	17
合 計	27	48	34	60	53	53	95	35
	17.2%	30.6%	21.7%	38.2%	33.8%	33.8%	60.5%	22.3%

	【※数字は、実施している法人の数】							
地域の生活支援関連 ア実施中の分野別内訳	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
分野別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
高齢者分野の法人	1	12		7	10	3	17	9
障害分野の法人		1	1	2	1	1	6	4
児童分野の法人								
保育分野の法人				3			2	1
高齢・障害		1		2	2	1	4	2
障害・児童							1	
高齢・保育								
高齢・障害・児童				2	1		2	1
高齢・児童・保育			1		2		2	
障害・児童・救護								
障害・児童・保育						1		1
高齢・障害・保育		1		1		1	2	
高齢・障害・児童・保育		1	1				2	
高齢・障害・児童・保育・救護							1	
婦人保護								
その他								
合 計	1	16	3	17	16	7	39	18

- ① 山間地域などの買い物困難者に向けた移動販売
- ② 独居高齢者（高齢者のみ世帯）等への配食サービス
- ③ 交通手段の確保が困難な独居高齢者（高齢者のみ世帯）及び障がい者等に向けた移動支援サービス
- ④ 地域住民（高齢者、子ども・学生、社会人等）の多世代交流を目的とした居場所づくり
- ⑤ 高齢者の地域社会からの孤立・孤食防止などを目的とする居場所作り（例…地域食堂・認知症カフェ）
- ⑥ 子どもの家庭での孤立防止を目的とする学習支援や食の提供による居場所づくり（例…子ども食堂）
- ⑦ 災害時の要援護者支援（一時受入・宿泊所提供・職員派遣・災害ボランティアセンター協力等）活動
- ⑧ その他

2-(4) 課題

回答法人

157

① 人材の不足	120	76.4%
② 財源の不足	61	38.9%
③ 活動拠点・ネットワークの不足	49	31.2%
④ ニーズ把握の方法が不明	52	33.1%
⑤ どのような取り組みを・・・不明	50	31.8%
⑥ 職員に対する周知や啓発が不明	30	19.1%
⑦ 行政・社協との連携が不明	34	21.7%
⑧ その他	0	0.0%

76・4%の法人が地域公益活動を実施するにあたっての課題として、人材の不足を挙げています。少子高齢化がますます加速する中で、多くの社会福祉法人が慢性的な人材不足に悩まされている中で、どのような取り組みができるか、また近隣の法人や行政等とどのような連携ができるか検討される必要がありそうです。

【その他の意見（課題）】

- ・ 中山間地域に位置する本地域では、人口減少や超高齢化のため、法人の基本事業である介護事業所の人員不足が深刻化してきており、今後の事業継続が大きな課題となっている中で、社会貢献のための職員配置や財源の確保の目途が見通せない状況です。
- ・ 地域の住民のニーズに対して、どのような取り組みをするのが、より目標達成に近づけるのが課題である。
- ・ 地域包括支援センターが包括的に機能していない。
- ・ 地域における法人連携を優先するがため各法人において実施中の事業と関連の薄い分野への取り組みを企図させるよりも自法人の事業の中でより深掘した、社会的課題に専門的に取組むことがより貢献がなされるのではないか。非常に過疎地である。施設付近には、子供がいない。
- ・ 一人暮らしの高齢者から掃除、洗濯、外出、事務手続きに困るというアンケート結果が見えてきたが、当法人の人材が不足していることにより、地域の高齢者が求めている公益的な取り組みを行うことが難しい状況にある。
- ・ 「公益的な取り組み」を法で義務付けることに違和感がある。
- ・ 取り組みに対する指導・法規則を最大限にしてもらうこと。
- ・ 現在、取組が出来ていない地域への取組方法。仮に違う地域へ進出できた場合は、人材不足に陥る。
- ・ 配食サービス（昼食、夕食）を実施しているが、一部補助ではあるが現場は家屋点在で経費もかかり採算はあまり考えなく実施している。見守り等声掛けをした安否確認をしているが、わずかの補助であるが、安否確認している

- ・ ので地域貢献になるでしょうか
- ・ 医療、福祉等それぞれのテリトリーみたいなものがあり、それは侵害できない空気が漂っている
- ・ 地域における課題は把握しているものの、我々はあくまで側面からの支援を基本としており、地域住民の主体的な取組や自助、共助の意識を高めてもらう事が難しい場合においてはアクションを起こすまでに相当の時間を要する事。またその意識をいかに高めてもらえるよう働きかけるか方法等多様であり課題と考える。
- ・ 支援対象者が少なく、また、事業が地域住民へ周知されていないことが課題
- ・ 地域課題の収集、分析と事業の企画、実施にあたっての財源及びマンパワーの継続した確保が困難
- ・ 毎日の実施はできないものの、継続と実施日数を増やすためには事業化するしかない。つまり、専任のスタッフを必要とする。
- ・ これまで、法人として地域ニーズを踏まえながら制度にないことを先駆的に行ってきています。
- ・ ガイドヘルパー制度がない時点からの外出支援活動・グループホームの制度がない時点からの宿泊体験・療育施設の整っていない時点からの療育教室の開催
- ・ このように、本来の社会福祉法人としての取組に関連しての活動は、地域ニーズを踏まえながら行っていく考えでいます。
- ・ 支援センターの業務との線引きが不明。

2-(5) 知りたい情報

回答法人

157

①『地域における公益的な取組』にあてはまる取組の具体的な種類及び内容	103	65.6%
② 他法人の取組の具体的な内容	99	63.1%
③ 取組の具体的な実施方法	86	54.8%
④ 財源・人材の確保の方法	79	50.3%
⑤ 指導監査などにおける行政への報告の方法	45	28.7%
⑥ その他	8	5.1%

65・6%と半数以上の法人が、『地域における公益的な取組』にあてはまる取組の具体的な種類及び内容について知りたいという結果になりました。また、他法人の取組みの内容や実施方法等についても半数以上の法人が知りたいという結果になっています。

改正法24条第2項の規定に該当するかどうかについては、平成28年6月1日に发出された通知を参考にさせていただきたいと思いますが、各自治体の見解や協議等も必要であると思われます。また、具体的な取組みの内容や実施方法などについては、経営協のセミナー等の機会を活用し、会員の皆様に伝えていきたいと思えます。

【その他の意見（知りたい情報）】

・『地域における公益的な取組』にあてはまる取組の具体的な種類及び内容に関して、もう少し基準のようなものがあると、報告が出来やすいと考えます。他県の児童養護施設の取り組みについて知りたい。

・地域福祉貢献活動について、放課後児童クラブは小学3年生までが対象で4年生以上は自宅で過ごしている。共稼ぎ、ひとり親家庭は不安を抱え就労しているのが現状である。長期の休み、放課後の一時預かりは可能か。また、定員との関係、利用料（低額）はどの程度か？職員との定数との関係はどのようなのか？

・他府県や県域、市域における複数の法人が協働実施する地域公益活動の取組実施についての情報

・取組について事例を聞く機会はあるが実施に至らず行動力と力不足を感じています。又、自治体で承認される内容や基準？などがわからず手探りの状態

である。

・地域の方は社会福祉法人に何を望んでいるのか。もし、子供の居場所づくり等を行う場合のニーズ。

・我々の考えている「地域貢献」が、制度上の「取組」にあたるか否か

・福祉施設の設置及び管理運営に係る協定を広島市と締結するが、これは地域公益活動と認められるのか？

・ホームレスの人の支援をする場合、夜間公園などで寝ていればわかるかもしれないが、日中はどうやって見極めるのか？生活困窮であっても、ホームレスでない人もいるため難しい。

・連合町内会とともにボランティアチームをつくり、広島市と協定を結んで、中広宇品線の植樹棚に花を植えたり、清掃活動をしている。法人が事務局となり、セブンイレブン記念財団から補助をいただき、清掃用品、花苗、土などをいただいで活動しているが、これは地域公益活動と認められないのか？認められない場合、新たな公益活動を始めるには、このボランティア活動を継続することが難しくなることもあり得る。8年間続けてきた活動であり、施設利用者、地域住民、中学校からの参加もあり、中止することになると非常に残念である。

2-(6) 複数の法人による地域公益活動の実施(予定)の有無

回答

157

①実施している	10	6.4%
②実施予定である	14	8.9%
③実施を検討している	36	22.9%
④実施しない	66	42.0%
⑤その他	22	14.0%

本調査における、2-(3)の取組の具体的な内容については、今後実施されるセミナーにおいて実践報告ができる法人の方々に協力いただいで皆様に伝えてまいりたいと思います。実態調査にご回答いただいた皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず誠にありがとうございます。

別添資料 1… 社援基発 0601 第 1 号通知より抜粋

平成 28 年 6 月 1 日付で発出された、社援基発 0601 第 1 号「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」において、平成 28 年改正法第 24 条第 2 項に規定される「地域における公益的な取組」の要件が示された。

【示された要件】

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること。

② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること。

③ 無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること。

上記の法律上の要件は、法人が他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することを明記したものであり、上記③の要件である「無料又は低額な料金で提供される福祉サービス」の実質的な意義は、既存の制度の対象とならず、公的な費用負担（※）がない福祉サービスを提供すること。

※ 委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のこと

また、同通知において「地域における公益的な取組」実施の際の留意事項が示され、「地域における公益的な取組」は、全ての法人の責務として規定したものであり、継続的に行われるものではない取組も含まれる。

また、「地域における公益的な取組」については、各法人がそれぞれ主体的に実施することが求められますが、小規模な法人において、単独で実施することが困難であるような場合には、複数の法人で連携し実施することも考えられます。その場合、各法人は、単に資金拠出するだけでなく、その役員、職員が直接サービス提供に関わるなど実質的に事業等の実施主体となる必要があることとなる。

そして、同通知の別添 1 において「地域における公益的な取組」の考え方について具体例を示している。

【具体例】

① 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得ますが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しません。

② 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しません。

③ （中略）高齢者に対する入退院支援などは、（中略）自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。

④ 地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。

⑤ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得ますが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。

⑥ 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しませんが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得ます。

平成29年度広島県社会福祉法人経営者協議会
社会福祉法人の地域公益活動実態調査票

貴法人名と運営形態等をご記入ください。種別については該当するもの全てに☑印をつけてください

法人名	
1ー1 種別	☐ 1 高齢者 ☐ 2 障害者 ☐ 3 児童 ☐ 4 保育 ☐ 5 救護 ☐ 6 婦人保護 ☐ その他【 】
1ー2 従業員規模	☐ 1 50人未満 ☐ 2 50人以上100人未満 ☐ 3 100人以上200人未満 ☐ 4 200人以上500人未満 ☐ 5 500人以上
回答者名	
回答者職名	
連絡先	

2. 貴法人の取り組み(予定)地域公益活動についてお伺いします

(1) 社会福祉法第24条第2項に基づく公益的取組の有無について、あてはまる選択肢を1つ選んでください(該当項目に☑を記入) ※別添資料1: 社援基発 0601 第1号通知より抜粋を参考にしてください。

- ☐ ① 実施している(年 月～)
☐ ② 実施しているが、その取り組みが改正法24条第2項に該当するか不明である。
☐ ③ 実施していない。
☐ ④ 実施に向けて検討している。

(2) 現在、全国各地で様々な「地域における公益的な取組」の実践がなされていますが、貴法人において、周辺地域での生活・福祉課題を踏まえて、今後、取り組みたいもの(関心のある取り組み)また、現在取り組んでいるものについて、以下のうちからお選びください。

(該当項目に☑を記入)(複数選択可)

※現在、実施している場合はアに 24条の規定に該当するか不明または、検討中の場合はイに☑をしてください。

【生活困窮者支援 関連】

ア 実施中 イ 不明または検討中

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|--|
| ☐ | ☐ | ① 複数施設・行政・社協との連携による生活困窮者等への総合相談・援助(相談窓口・担当者配置等) |
| ☐ | ☐ | ② 生活困窮者やホームレス状態にある方への緊急一時的な食糧提供又は運搬協力やフードバンク活動の地域拠点づくり又はその活動への参加協力 |
| ☐ | ☐ | ③ 生活困窮者やホームレス状態にある方への緊急一時的な生活用品・衣料品の提供・貸与の仕組みづくり又はその活動への参加協力 |
| ☐ | ☐ | ④ DV被害者、生活困窮者のための一時避難・滞在のための居室提供及び一時生活支援活動又はその活動への参加協力 |
| ☐ | ☐ | ⑤ ひより暮らしや低所得高齢者等の住居確保や転居先等住まい探しに対する相談・援助活動又その活動への参加協力 |
| ☐ | ☐ | ⑥ 生活困窮、ひきこもり、心身疾患等の方を対象とした就労準備、就労支援・定着支援活動又はその活動への協力 |
| ☐ | ☐ | ⑦ 生活困窮世帯(生保世帯含む)の子どもたちに対する学習支援・居場所作り又はその活動への協力 |
| ☐ | ☐ | ⑧ 引きこもりの人に対する生活相談・社会参加支援 |
| ☐ | ☐ | ⑨ その他 ※上記以外に何かあれば、ご記入ください。 |

【地域の生活支援 関連】

ア 実施中 イ 不明または検討中

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|---|
| ☐ | ☐ | ① 山間地域などの買い物困難者に向けた移動販売 |
| ☐ | ☐ | ② 独居高齢者(高齢者のみ世帯)等への配食サービス |
| ☐ | ☐ | ③ 交通手段の確保が困難な独居高齢者(高齢者のみ世帯)及び障がい者等に向けた移動支援サービス |
| ☐ | ☐ | ④ 地域住民(高齢者、子ども・学生、社会人等)の多世代交流を目的とした居場所づくり |
| ☐ | ☐ | ⑤ 高齢者の地域社会からの孤立・孤食防止などを目的とする居場所作り(例: 地域食堂・認知症カフェ) |
| ☐ | ☐ | ⑥ 子どもの家庭での孤立防止を目的とする学習支援や食の提供による居場所づくり(例: 子ども食堂) |
| ☐ | ☐ | ⑦ 災害時の要援護者支援(一時受入・宿泊所提供・職員派遣・災害ボランティアセンター協力等)活動 |
| ☐ | ☐ | ⑧ その他 ※上記以外に何かあれば、ご記入ください。 |

(6) 複数の法人による地域公益活動の実施(予定)の有無について、選択肢を1つ選んでください。

- ☐ ① 実施してい※可能であれば、(7)の記入のご協力ください。
☐ ② 実施予定である
☐ ③ 実施を検討している
☐ ④ 実施しない
☐ ⑤ その他

(7) 2ー(6)の設問で、① 実施している。を選択した施設・事業所にお伺いします。※質問は法人単位
※ご紹介いただける範囲の記入のみで構いませんので、御協力よろしくお願いいたします。

事業名	
事業の概要	
開始時期	
地域のニーズ	
効果	
課題	
経費	年間予算 円

(7)に記入いただいた内容について、報告書等で使用させていただいてよろしいでしょうか。

- ☐ ① 報告書等で紹介して構わない。
☐ ② 報告書等で記載する際には、事前に連絡してほしい。
☐ ③ 内部資料としてのみ使用可能
☐ ④ 記載内容の使用は控えてほしい。
☐ ⑤ 実践報告などの機会があれば、報告してもよい。

※参考: 岡山県社会福祉協議会の調査 ホームページより

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

広島県社会福祉法人経営者協議会調査研究部会

(3) 2ー(2)の設問で、ア 実施中を選択した施設・事業所にお伺いします。※質問は法人単位
※ご紹介いただける範囲の記入のみで構いませんので、御協力よろしくお願いいたします。

事業名	
事業の概要	
開始時期	
地域のニーズ	
効果	
課題	
経費	年間予算 円

(3)に記入いただいた内容について、報告書等で使用させていただいてよろしいでしょうか。

- ☐ ① 報告書等で紹介して構わない。
☐ ② 報告書等で記載する際には、事前に連絡してほしい。
☐ ③ 内部資料としてのみ使用可能
☐ ④ 記載内容の使用は控えてほしい。
☐ ⑤ 実践報告などの機会があれば、報告してもよい。

(4) 『地域における公益的な取組』を行うにあたっての課題はどのようなものがありますか？
(該当項目に☑を記入)(複数選択可)

- ☐ ① 人材が不足している(労働環境面の条件整備が難しい)。
☐ ② 財源が不足している。
☐ ③ 活動拠点、関係機関のネットワーク等が不足している。
☐ ④ 地域のニーズ・把握方法が不明である。
☐ ⑤ どのような取組みをすればよいかわからない。
☐ ⑥ 職員に対する制度周知や意識啓発の方法が不明である。
☐ ⑦ 行政・社協との連絡、連携方法が不明である。
☐ ⑧ その他 ※上記以外に何かあれば、ご記入ください。

(5) 貴法人が『地域における公益的な取組』を行うにあたり、知りたい情報にはどのようなものがありますか？
(該当項目に☑を記入)(複数選択可)

- ☐ ① 『地域における公益的な取組』にあてはまる取組の具体的な種類及び内容
☐ ② 他法人の取組の具体的な内容
☐ ③ 取組の具体的な実施方法
☐ ④ 財源・人材の確保の方法
☐ ⑤ 指導監査などにおける行政への報告の方法
☐ ⑥ その他 ※上記以外に何かあれば、ご記入ください。

「社会や地域で社会福祉法人が求められているもの」 第8回中国・四国ブロック社会福祉法人経営青年会セミナー報告

広島県社会福祉法人経営青年会 理事 藤井 尚三郎氏

第8回 中国・四国ブロック 社会福祉法人経営青年会セミナーが、平成29年

7月21日（金）、広島市中区ホテルメルパルク広島において、「社会や地域で社会福祉法人が求められているもの」というテーマで開催された。

冒頭中国・四国ブロック社会福祉法人経営青年会を代表して、広島県社会福祉法人青年経営会の遠部敦也会長が来県への感謝を述べ、セミナーの開会を宣言した。

その後、広島県社会福祉法人経営者協議会の本永史郎会長が来賓あいさつをされた。本永会長は、「社会福祉法の改正も含めて、今は変革が必要な時。若い職員さんへの期待が高まっている。経営協の青年会登用もその流れの一つである。若いからできること、できないことがあるが、できないことをあきらめないで欲しい。サイレントマジョリティーにならないようにお願いしたい。青年会がぜひそういう場になってもらいたい。活躍を期待している。」と青年会への期待を表明された。そのうえで、「女性の登用も含めて、社会福祉法人

はもつと多様な意見を反映する組織に変わっていかねばならない」と述べられた。

次に登壇した全国社会福祉法人経営青年会塘林敬規会長は基調報告の中で、「社会福祉法の改正により社会福祉法人改革が終わったのではなく、これから成果が問われる」とし、今後の実践において社会福祉法人の真価を発揮すべきとの考えを示した。その上で、地域共生社会の実現に向けて、①地域課題の解決力の強化、②地域を基盤とする包括的支援の強化、③地域丸ごとのつながりの強化、④専門人材の機能強化・最大活用を進めるべきであるとした。これらの取り組みを通じて、「社会福祉法人が率先して地域で実践を重ね、地域共生社会の先導役となり、イニシアチブを取ることが重要である」と塘林会長は述べた。

その一方で、塘林会長は、「全国生活者1万人意識調査」の中で、社会福祉法人の認知度が22%であり、生活者が抱くイメージもどちらかというとネガティブなものが強い、と指摘した。その原因として、社会福祉法人には「3つの不足」

があるとし、①あらゆる方面への発信不足、②生活者との接点不足、③新たな福祉課題への対応不足、があると示した。いわゆる「みせる化」も含めて、広報本来の役目である双方向の関係を作ることが大切であると、多様なステークホルダーとの関係構築を訴えた。

また、全国社会福祉法人経営青年会の活動に触れ、平成29年度～30年度のスローガン「3C（トリプルシー、CHANGE（変化）、CHALLENGE（挑戦）」は「変化を恐れず、改革を好機ととらえ、挑戦し続ける」ことである、と説明した。本セミナーに先立って行われた中国・四国地区社会福祉法人経営者セミナーの開会式において、中国・四国ブロックの各県経営協と経営青年会との間で「災害時における安心・安全に向けた相互協力に関する協定」が結ばれたが、このような経営協との関係強化を今後も進めていきたい、と塘林会長は報告を締めくくった。

続いて行われた講演では、講師として（株）ひろしまケーブルテレビ代表取締役社長 長川島宏治先生より、「プロ意識をばぐくむ」と題してお話をいただいた。川島先生は、RCC中国放送のアナウンサーとしてスポーツ・報道・情報番組など多方面で活躍をされ、特に広島東洋カープとのご縁が深い方であり、冒頭からカープの話で盛り上がった。川島先生は、「マネジメントの視点でみると、25年間優勝していなかったカープには負け癖がついており、選手個々が個人プレーに走る傾向があつて、とてもチームとしてまとまっているとは言えなかった。チームのために頑張る意識がないと、よい成績は残せない。その意味でも昨年の優勝で勝ち方が分かったのは大きい。今後もしばらくは好成績を残せるのではないかと述べられた。また、緒方監督が就任初年度に4位に終わった後、「チーム内のコミュニケーションを増やすこと」「カープの野球を徹底すること」を実践した話を披露された。

個人の成長について、カープの鈴木誠也選手が通常の練習に加えて、自分で考えて納得できるまでさらに練習していることを例に、仕事において自分で考えることが大切であると述べられた。一方、成長しないタイプとして、「他人の

せいにするタイプ」「真面目なだけのタイプ」「言われたことだけやるタイプ」を挙げられた。その上で、直線的に成長する人は稀であるとし、「ふとした時に成長ポイントに出会って階段を一段上がるように成長していく場合が多いので、ルーティンワークであっても、仕事の意味を考えながら行うことが重要である。また、いわゆる『指示待ち』や『やり過ぎタイプ』を育てるには、具体的に将来像を提示してやることが大切だ」と人材育成の具体的な方法を示された。

その他、「何が不安かわからないのは三流、具体的な不安が何か考えられるのが一流」や「必ずある仕事上のアクシデントを臨機応変に楽しむ」、「発想する瞬間を習慣づける」、「前事を忘れざるは後事の師なり」など、我々の仕事にも通じる多くの教示をいただいた。

最後に山口県社会福祉法人経営青年会の田内信浩会長が登壇し、来県と次回セミナーへの参加を呼び掛けて、セミナーは終幕を迎えた。

その後中国・四国ブロック経営青年会総会が開催された。会長である手束直胤徳島県経営青年会会長は、「社会福祉法人がもつと社会のお役に立てるように、全国的な組織化を図っている全国社会福

祉法人経営者協議会と歩調を合わせて進んでいく」として、より一層の会員拡大を訴えた。総会においては平成28年度事業報告・収支決算、平成29年度事業計画・収支予算が承認された。

全てのスケジュールの最後に行われた情報交換会では、県ごとに参加者が登壇し抱負を述べるなど終始和やかな雰囲気の中で、参加者は交流を深めた。

社会福祉法人を取り巻く環境が厳しさを増す中、本セミナーにおいてはピンチをチャンスと捉える発言が多く聞かれた。こうした前向きな姿勢で地域の諸課題に引き続き取り組んでいくことが我々社会福祉法人には求められていると改めて感じた。文中にも触れたが、次回の中国・四国ブロック経営青年会セミナーは山口県で開催される。



『中国・四国ブロックにおける社会福祉法人経営者協議会・経営青年会災害時における安心・安全に向けた相互協力に関する協定の締結について』

平成29年7月20日、「第28回中国四国地区社会福祉法人経営者セミナー」において、中国・四国ブロックにおける社会福祉法人経営者協議会と経営青年会による災害時における安心・安全に向けた相互協力に関する協定の締結を行いました。

昨年度愛媛県で行われました中国・四国地区社会福祉法人経営者セミナーでは、中国・四国各県の管内において災害が発生し、独自では管内社会福祉法人の復旧に向けた災害救援活動が充分に実施できない場合、全国経営協中国・四国地区ク協議会の構成員である中国・四国地区

の各県の経営協が相互に応援を円滑に行うために、災害時相互応援協定の協定締結を行いました。

今回の協定は、中国・四国ブロック内及び他の地域における社会福祉法人が、地震や水害等の甚大な被害を受け、独自では管内社会福祉法人の復旧に向けた災害救援活動が充分に実施できない場合、全国経営協中国・四国地区ク協議会と中国・四国ブロック社会福祉法人経営青年会が一体となって災害支援を行えるように締結するものです。

協定書の内容は次のとおりです。



中国・四国ブロックにおける社会福祉法人経営者協議会・経営青年会災害時における安心・安全に向けた相互協力に関する協定

2015年11月、中国・四国ブロック社会福祉法人経営青年会が「災害時における災害救援に関する協定書」を締結。2016年7月には、中国・四国各県社会福祉法人経営者協議会が「災害時における相互応援協定」を締結した。こうしたこれまでの協定を踏まえ、全国社会福祉法人経営者協議会中国・四国地区協議会（以下「国」）と中国・四国ブロック社会福祉法人経営青年会（以下「青」という。）は、中国・四国の各県で発生した地震等の災害による災害時（以下「災害時」という。）における利用者の安心・安全の確保や地域の復興支援の一環として、社会福祉法人としての専門性や後援を發揮するため、次のとおり協定を締結する。

【定義】
第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（平成20年11月21日改正）第2条第1項に定められている地震、津波、風水害等であり、被災した地を有する社会福祉法人経営者協議会（以下「被災地経営協」という。）独自で、社会福祉法人の利用者の安心・安全の確保のためのサービス提供が困難と認められる地域の災害を対象とする。

2 この協定において、「利用者の安心・安全の確保や地域の復興支援へのサービス」とは、被災地との協定する社会福祉法人が行う利用者の被災者に対するケアサービス、災害時に被災地の被災者を必要とする緊急入院・救急搬送等の救急医療や被災者の被災者支援活動等を行うこととする。

3 災害発生時における被災地への支援は、被災地とその被災地を包括的に支援していく。

【取組事項】
第2条 全国的に災害が多発する中で、社会福祉法人が災害時にもその役割を發揮するために普及及び各県事務局を設けて、次の事項に積極的に取り組むための取組を行う。
(1) 社会福祉法人の災害・支援体制の構築
(2) 甲・乙の締結する災害時相互協定に基づく人材派遣
(3) 災害時における各県協議会との役割の明確化
(4) その他、甲・乙が協議の上、相互連携の強化を図る必要と認められたもの

【協定】
第3条 この協定は定められた事項については、甲乙協議の上で決定する。

以上、協定の締結の証として本協定書を作成し、双方署名押印の上各自1通を保有する。

平成29年 7月20日

甲 全国社会福祉法人経営者協議会
中国・四国ブロック協議会
会長 中野忠久
乙 中国・四国ブロック社会福祉法人経営青年会
会長 手束直胤

広島県社会福祉法人経営者協議会 役員名簿

H29.4.1～H31.3.31 (敬称略)

役 職	名 前	法 人 名	備 考
会 長	本永 史郎	本永福祉会	
副会長	藤賀 卓	広島修道院	
副会長	上栗 哲男	広島新生学園	広島県児童養護施設協議会会長
副会長	久保 徹	広島県同胞援護財団	
理 事	米川 晃	柏学園	広島県知的障害者福祉協会会長
理 事	原 孝	昭和愛育会	広島県私立保育園連盟会長
理 事	林 誠	白鷺	広島県身体障害者施設協議会会長
理 事	藤井 紀子	慈光会	広島市老人福祉施設連盟会長
理 事	松尾 竜	微妙福祉会	広島市私立保育園協会理事長
理 事	遠部 敦也	聖恵会	広島県社会福祉法人経営青年会会長
監 事	赤坂 秀則	平成会	
監 事	尾野 素子	相扶会	
相談役	高原 一如	東城有栖会	
相談役	武村 浩司	寿老園老人ホーム	
相談役	松尾 龍一	微妙福祉会	
顧 問	富永 健三	広島県議会議員	

広島県社会福祉施設経営者協議会 総務部会名簿

H29.4.1～H31.3.31 (敬称略)

役 職	名 前	法 人 名	備 考
会 長	本永 史郎	本永福祉会	
副会長	藤賀 卓	広島修道院	
副会長	上栗 哲男	広島新生学園	
副会長	久保 徹	広島県同胞援護財団	
理 事	米川 晃	柏学園	
理 事	原 孝	昭和愛育会	

広島県社会福祉施設経営者協議会 調査研究部会名簿

H29.4.1～H31.3.31 (敬称略)

役 職	名 前	法 人 名	備 考
副会長	久保 徹	広島県同胞援護財団	
理 事	遠部 敦也	聖恵会	
監 事	尾野 素子	相扶会	
監 事	赤坂 秀則	平成会	副部会長
部会員	寶子丸周吾	「ゼノ」少年牧場	部会長
部会員	岡崎 仁史	呉慈愛会	
部会員	中本 悠哉	愛和会	

広島県社会福祉施設経営者協議会 広報部会名簿

H29.4.1～H31.3.31 (敬称略)

役 職	名 前	法 人 名	備 考
副会長	藤賀 卓	広島修道院	
副会長	上栗 哲男	広島新生学園	
理 事	林 誠	白鷺	部会長
理 事	藤井 紀子	慈光会	
理 事	松尾 竜	微妙福祉会	
部会員	武村 英典	寿老園老人ホーム	副部会長
部会員	小田原裕紀	広島岳心会	
部会員	甲斐 弘美	つくし会	

広島県経営協ホームページに 会員専用ページが開設されました！

本会では、平成29年11月よりホームページに会員専用ページを開設し、会員の皆様に様々なご案内・情報提供を日々行います。

是非とも積極的にご活用くださいますようお願いいたします。

①広島県社会福祉法人経営者協議会ホームページを開く。

(URL <http://www.hiroshima-shafukukeiei.com/>)

(「広島県社会福祉法人経営者協議会」で検索もできます。)

②左のメニュー下にある「専用ログイン」をクリック

③IDとパスワードを記入

(会員専用メーリングリストでお知らせ予定)

④会員限定資料や情報を得ることができます (研修等資料や調査物、全国経営協情報等)

※将来的に事務局からのご案内は、全てホームページ等にて情報発信を予定しています。



【お問合せ先】

広島県社会福祉法人経営者協議会事務局
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2
TEL (082) 254-3416 FAX (082) 256-2228
E-mail shinkou@hiroshima-fukushi.net

右下のQRコード、または「広島県社会福祉法人経営者協議会」でも検索できます。



会員の皆様をお願い

貴会のホームページに、本会ホームページのリンクを張っていただきますようお願いします
ホームページアドレス <http://www.hiroshima-shafukukeiei.com/>

ウェルひろしま

37号

2017年11月

編集・発行

広島県社会福祉法人経営者協議会

会長 本永史郎

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

広島県社会福祉協議会(法人振興課)内

TEL (082) 254-3416

FAX (082) 256-2228

広島県経営協加入状況

所 管 別	県 内 法人数	加 入 法人数	加入率 (%)
広島市	108	49	45.4
福山市	102	45	44.1
呉市	37	13	35.1
広島市・福山市・呉市以外	167	88	52.7
合 計	414	195	47.1